

# 南相馬避難解除問題弁護団 第4回口頭弁論期日報告

～解除の手續の違法性について～

# 準備書面（４）の概要 ～解除手続の違法性～

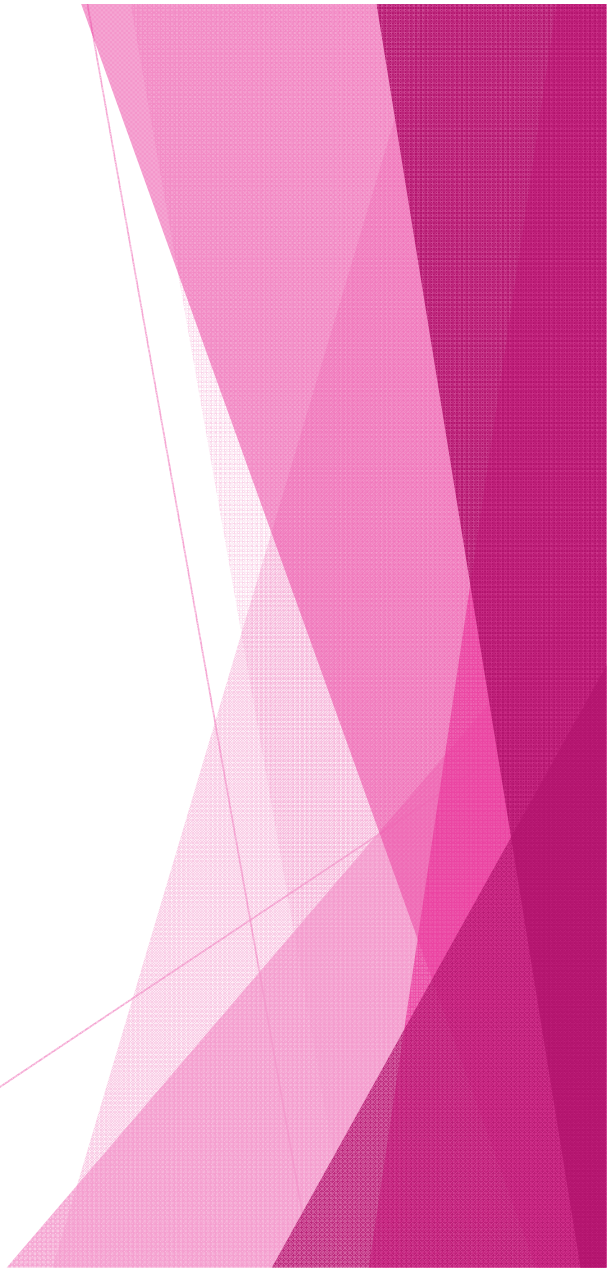
- ▶ 原子力安全委員会
- ▶ 改正前原災法２０条５項に基づく意見として
- ▶ → 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における  
▶ 緊急防護措置の解除に関する考え方について」
- ▶ 『緊急防護措置を解除し、適切な管理や除染・改善措置等の新たな防護措置の計画を立案する際には、**関連する地域の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用すること**』

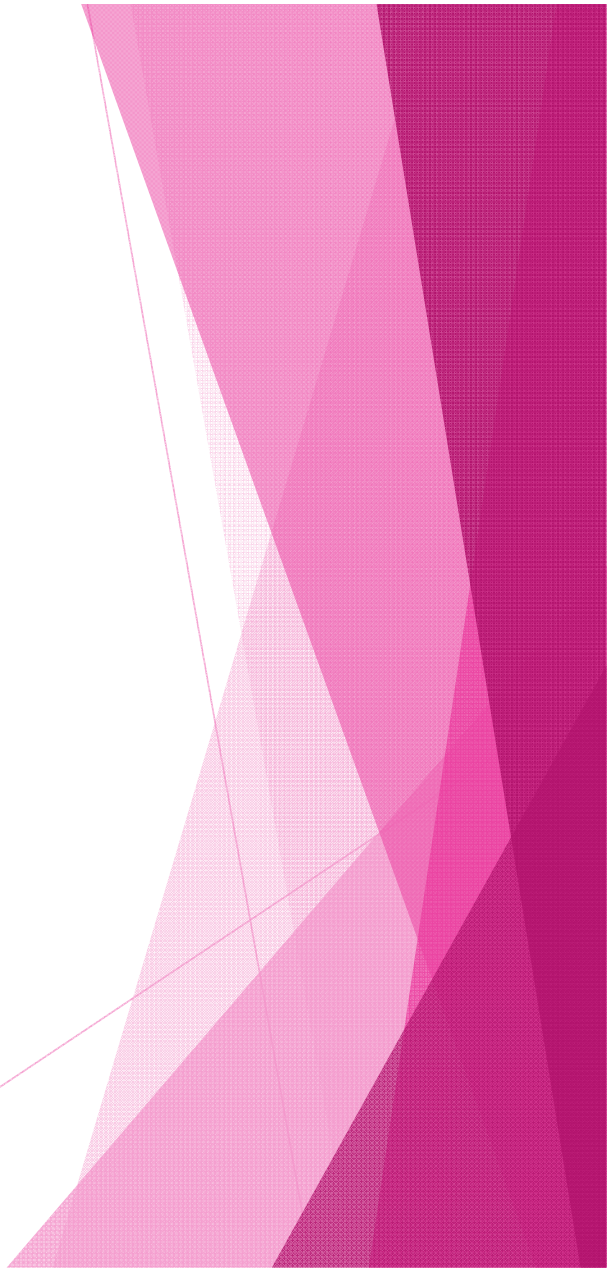
## 準備書面（４）の概要

- ▶ 南相馬市の特定避難勧奨地点の解除に際し、地元の自治体・住民等が関与できる枠組みが構築されていたか？
- ▶ ①地方自治体（南相馬市、南相馬市議会）が関与していたか？
- ▶ ②住民が関与していたか？

# 情報公開請求

- ▶ 1. 南相馬市に対する情報公開請求
- ▶ 2. 内閣府に対する情報公開請求
- ▶ →特定避難勧奨地点の解除の際に行われた説明会の議事録の開示。
- ▶ →特定避難勧奨地点の解除の説明会に先立って行われた議事録の開示。

- 
- ▶ 国は説明会に先立って行われた
  - ▶ 説明会で何を話していたのか??

- 
- ▶ ①地方自治体（南相馬市、南相馬市議会）が関与していたか？

## 地方自治体が関与していないこと

### ▶ 南相馬市と国との打ち合わせ

南相馬市は「山林除染や再除染の道筋をきちんと示していかないと納得してもらえない」など、除染の必要性を再三訴えてきた。

○井上参事官（平成26年1月29日打ち合わせ）

→再除染については、環境省が相当ネガティブであるため、こちらとしては除染ではなく家の掃除をすることで、個人線量を下げる方法で出来ないかを模索している。

# 地方自治体が関与していないこと

同じ平成26年1月29日打ち合わせでは・・・

○添田補佐

→余談だが伊達市でも打ち合わせの資料の情報公開請求  
が沢山来るので、ご注意頂きたい。



## 地方自治体が関与していないこと

▶ 南相馬市と国との打ち合わせ

▶ (平成26年3月13日)

● 南相馬市 阿部部長

「室内モニタリングは認められないのか。」

○ 環境省福島環境再生事務所 松岡企画官

**「室内には放射線は入っていない前提でやっている**  
**るので、室内の除染もできない。」**

# 地方自治体が関与していないこと

## ▶ 特定避難勧奨地点に関する要求書

### ● 南相馬市・南相馬市議会

- ・ 解除するのであれば住民の生活を考慮し、年度の節目にするように。
- ・ 生活圏の再除染や山林除染の実施を要望。など

## 地方自治体が関与していないこと

○現地対策本部：福島次長

→解除時期については、特に生活の節目は  
考慮しない。

理由は・・・

平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定において、「解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された場合には、解除すること」とされているから。

## 地方自治体が関与していないこと

▶ 南相馬市と国との打ち合わせ（平成26年9月25日）

○現地対策本部：福島次長

→9月4日に市長に説明を行い、9月26日に議会の全員協議会で説明をすれば、国としては協議が終了するものと考えている。

●南相馬市長

→それで協議完了ということになるのか。

○福島次長

→明日どのようになるか分からないが、国としては完了と考えている。

▶②住民が関与していたか？

# 住民が関与していないこと

南相馬市と国との打ち合わせ

○井上参事官（平成26年4月16日）

**「説明会であり、協議の場ではない！！」**

⇒説明会で住民の意見を聞くつもりなどなかったのではないか？

# 住民が関与していないこと

## ● 内閣府の説明（特定避難勧奨地点の解除(平成26年4月16日)

### 【熊谷審議官】

- ・ 避難勧奨地点の解除は、原子力災害対策本部で実施する。
- ・ 連休明けに行政区長への説明、線量モニタリングを実施する。
- ・ 国が作った制度であるので、国が責任を持って解除する。
- ・ 説明会の会場の確保をお願いします。

### 【説明：井上参事官】

- ・ 説明会であり、協議の場ではない！！
- ・ 勧奨地点の指定のときに決めたルールで解除する。

### 【市長】

# 住民が関与していないこと

## 南相馬市と国との打ち合わせ（平成26年11月19日）

○現地対策本部：福島班長

「山がちな地域では線量不安により解除反対の意見が強い。」

「お会いした人は高齢者が主であり、若い人は解除してもすぐには戻らないとの意見が共通している。」

↓ と、自ら言っているにもかかわらず

「12月の住民説明会では解除反対の声が強く出るだろうが覚悟をもってやるということだと考えている。」



## 住民が説明会で繰り返し訴える 子どもの健康への影響に対する不安

「農地除染や子供が歩く可能性のある市道、農道等の除染が終わってから解除するべき。」、「子供を守るために避難したのであり、今帰れと言われても帰れない。農地除染が終わってから解除していただきたい。」、「農地に面したところなど、子ども達の生活圏で心配なところがある。子ども達に安全で安心を宣言するには、まだ早いのではないか。」、「解除し、子供が戻ったとしても道路の両端の線量は高い。また、子供の行動はコントロールできない。」

## 住民が関与していないこと

子どもへの健康影響の不安を訴える住民に対し...

○現地対策本部：福島班長

「過去の指定時に早く判断をする必要があったため一律のルールを決めた経緯がある。子供の行動範囲は様々なのでご心配であれば清掃で対応したい。」

## 住民が関与していないこと

- ▶ 住民は被告に直接、解除に反対する意思を再三伝えてきた
    - ・ 再度のモニタリングの必要性
    - ・ 除染の必要性（再除染、農地、道路、山林など）
- 住民の意見は無視され、解除は強行された。

## 結論

関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用されていたとは到底いえない。



**改正前原災法 20 条 5 項に基づく原子力安全委員会**  
**の意見に定められた手続的要件に違反！**